

新潟市結婚応援 結パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業・団体等の協力を得ながら、地域を挙げて結婚を応援する機運を醸成することを目的として、新潟市結婚応援結パスポート事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟市結婚応援 結パスポート（以下「パスポート」という。）
新潟市（以下「市」という。）が発行するもので、協賛店に提示することにより、結婚応援サービスを受けることができるものをいう。
- (2) 利用者
本事業を利用するため、新婚又は結婚予定のカップル等でパスポートを申請し交付を受けた者。
- (3) カップル
結婚予定又はすでに結婚している異性の2人、又は、法律婚以外の関係を有する異性若しくは同性の2人。
- (4) 協賛店
本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用登録者の結婚を応援するためのサービス等（以下、「結婚応援サービス」という。）を提供する企業・団体の店舗又は施設をいう。
- (5) 啓発グッズ
本事業の協賛店であることを表示するため、市が製作したステッカー等をいう。
- (6) 運営サイト
市が運営する協賛店登録及び情報提供等を行うためのウェブサイトをいう。
- (7) LINEコンテンツ
LINE株式会社が提供するスマホやパソコン等で利用できるアプリケーションサービスを利用した、新潟市のLINE公式アカウント内の「出会い系～子育て」メニューのうち、「出会い系・結婚」内にある「パスポート」に係るコンテンツをいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、利用者がパスポートを協賛店に提示することにより、各協賛店の結婚応援サービスを受けることができる仕組みを構築するとともに、サービスの内容等について市の広報媒体を通じて広く情報発信し、利用促進を図ることにより、新婚・結婚予定のカップル等を社会全体で祝福し、結婚に向けた機運を醸成するものである。

(市の事務)

第4条 市は、本事業を円滑に推進するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用者の交付申請受付、審査、発行等の事務を行うこと。
- (2) 協賛事業者の登録申込みを受付、審査、登録等の事務を行うこと。
- (3) 協賛店にポスター・ステッカーを交付すること。
- (4) 本事業の趣旨を幅広く周知すること。
- (5) その他、本事業を推進するために必要と認めること。

(交付対象者)

第5条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日以降、婚姻届を提出し、新潟市に住民登録を行っている又は居住している婚姻届を提出後2年以内のカップル。
- (2) 2年以内に婚姻届を提出予定で、新潟市に住民登録を行っている又は居住しているカップル。
- (3) 前各号に定める者のほか、市長が特に必要と認めた者とする。

(パスポートの利用)

第6条 利用者は、協賛店において結婚応援サービスを利用しようとするときは、LINEコンテンツ又は紙のパスポートを提示するものとする。ただし、協賛店がパスポートの提示を必要としない場合は、この限りでない。

- 2 パスポートの有効期間は、発行日より2年間とし、利用者は有効期間を過ぎて使用してはならない。
- 3 パスポートの交付を紙で受けた者は、カード裏面にカップル両名の氏名を記載しなければならない。
- 4 パスポートは、利用者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならない。
- 5 市は、利用者が次の各号に該当する場合は登録を取消すことができる。
 - (1) 利用規約に違反した場合。
 - (2) 発行後に第5条の要件を満たさなくなった場合。

(3) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合。

6　紙で交付したパスポートの利用期限が過ぎた場合は、すみやかに廃棄しなければならない。

(協賛店の範囲)

第7条 協賛店は、原則として新潟県内に所在する店舗又は施設に限る。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業への登録を認めない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員および暴力団と密接な関係を有する店舗又は施設。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗又は施設。

(3) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められる店舗又は施設。

2 協賛店は、それぞれ協力できる範囲で、結婚応援サービスを提供するものとし、その内容は各協賛店により設定するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業の結婚応援サービスとすることができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

(3) 宗教性のあるもの。

(4) 政治性のあるもの。

(5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの。

(個人情報の保護)

第8条 市は、利用者登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃止等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取扱うこととする。

2 市は、利用登録者の情報を、協賛店に提供しない。

(その他)

第9条 本要綱の定めにない事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。